

○北海道警察本部直轄留置施設運用要領の制定について

令和８年３月11日

道本留第4053号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

(概要)

本通達は、警察本部留置施設及び警察本部琴似留置場留置施設（以下「直轄留置施設」という。）の運用方針及び留置要請の要領に関して

○直轄留置施設に委託留置することができる被留置者

○直轄留置施設への委託留置要領

○委託留置受理時の措置

等必要な事項を定めたものである。